給与旅費事務についての勤務労働条件に関する項目

給与・旅費事務については、今後とも、勤務労働条件に関わる諸問題に関して、必要に応じ、所要の協議や説明を行っていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校総務サービス課調査については、平成２６年度に新たに「市町村立学校教職員の給与・旅費の支給事務に係る調査実施要領」を制定し、これに基づき、大阪市を除く市町村立学校の１／６に相当する170校程度を対象に、通勤・住居・扶養の３手当の認定や実績給に関する事項及び旅費に関する事項について確認をするなど、当該調査を実施しているところ。

学校総務サービス課調査について、３手当・実績給と旅費を別々に行い、340校程度行うという趣旨で答えると、

・学校総務サービス課調査は監査対象校の事前調査も兼ねていることから、監査対象校については、３手当・実績給と旅費の両方を確認する必要があるが、どちらかの調査ができない事態になる。

・学校の立場からすれば、現在６年ごとに行われているものが、３年周期になり逆に負担感が増す恐れがある。

・なお、学校総務サービス課としても調査対象校が２倍になることについては、調査会場確保の問題が生じる上、準備・調整のための事務負担が増大する。

以上のことから、現行方式に基づく調査により、給与及び旅費支給事務の適正な運営に取り組んでいく。

日々の説明体制の充実については、コールセンターでの問合せ対応、学校総務サービス課での電話相談、メール相談、来庁相談、各種研修等を実施しているところ。今後とも、説明体制の充実に努めていく。

職員に対する研修に関する項目

学校総務サービス課が担当する研修については、教育センターと連携し、一層効果的かつ効率的に実施できるよう努めていく。

特に、新規採用事務職員への研修については、今年度と同様、来年度も４月の早い時期にＳＳＣ操作研修及び実務研修を実施する。

また、補完研修については５月に実施しており、来年度も同時期頃に実施する予定。ステップアップのための夏期研修も７月、８月に実施しましたが、引き続き、研修内容を工夫していく。

なお、臨時主事に対する採用時の研修については、昨年度まで、あらかじめ日程を指定していましたが、今年度から希望の日程に合わせ、随時開催することにします。

今後とも研修の充実に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校総務サービス課では、各市町村教育委員会より兼務登録の依頼を受けている。

不便をかけている帳票配信については、現在のシステムでは、兼務発令がされている場合、所属ごとに配信することは困難な状況にある。

今後、小中学校からこのような要望があることを市町村教育委員会に伝え、兼務発令している職員全員がシステム登録する必要があるのかどうか調整するとともに、兼務校でのシステム活用等を検討していきたい。

職員の業務負担軽減に関する項目

ＳＳＣでの電子地図の使用については、来年度のＳＳＣシステム機器の更新に合わせて、システム上で電子地図を使用できる方向で、現在、検討を進めているところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

旅費の執行額照会において、管内管外区分ごとに執行額の集計が確認できるようにするためには、大幅なシステム改修が必要になるため、現状では困難。

職員の業務負担軽減に関する項目

扶養手当の事後確認については、「職員の扶養手当に関する規則第３条第４項」において「任命権者は、前三項の認定を行うときその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。」となっている。

また、今年度の監査において、「府職員及び府立学校教職員については、２年間で全員の現況確認を実施していることを踏まえ、市町村立小中学校等に対しても、扶養手当受給資格の確認調査の実施を指導されたい。」との結果を受け、各市町村教育委員会を通じて平成２８年１１月３０日付けで各学校へ、扶養手当の現況確認を２年に１回以上、実施するように通知した。

事後確認は、扶養手当の支給を受けている職員が、認定時より引き続き受給要件を具備しているかどうか確認し、制度運営の適正化を図るために行うものであり、確認のための証拠書類の簡素化は困難。

職員の業務負担軽減に関する項目

来年度のＳＳＣシステム機器の更新に合わせて、システム上で電子地図を使用できる方向で、現在、検討を進めているところであり、当該電子地図により出張距離を測定できるようにして事務軽減を図っていきたい。

職員の業務負担軽減に関する項目

各学校の教育活動に支障が生じないよう、教職員旅費予算の確保に努めているところだが、府の財政は依然として厳しい状況。

そのため、旅費配当にあたっても、各学校の執行見込みや執行状況を踏まえて、きめ細かく対応していくことが必要と考えている。また、一部市町村教委での予算調整もその一環として適切に連携していく。

なお、調査等にあたっては、学校事務職員にできるだけ負担がかからないよう努めていきたい。

職員の業務負担軽減に関する項目

教職員向け「三手当リーフレット」を作成し、年度当初に全教職員を対象に配布を行っているが、来年度についても同様に配布を行う。

長時間勤務の縮減に関する項目

児童手当の現況届は「児童手当法施行規則第４条」に基づき、「一般受給者は、毎年６月１日から同月３０日までの間にその年の６月１日における状況を記載した様式第６号による届出を市町村長に提出しなければならない。」となっている。

平成２８年度の現況届の提出については、平成２８年６月３日（金）に学校総務サービス課から各学校へ通知文書を送付し、２４日（金）までに提出するよう期限を設定していた。

なお、平成２９年度については、６月１日（木）に各学校へ通知し、６月３０日（金）を締切日とし、提出期間を延長する方向で検討していきたい。